

○花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱

平成28年2月16日告示第27号

花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品購入等に係る指名競争入札参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物品購入等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 物品の製造の請負
- (2) 物品の買入れ
- (3) 物品の借入れ
- (4) 物品の売払い
- (5) 役務の提供（花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成21年花巻市告示第215号）第2条に規定する業務を除く。）

(入札参加資格)

第3条 政令第167条の11第2項の規定により市長が定める物品購入等に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 営業又は事業に関し法律上必要とされる資格を有する者であること。
- (2) 市長が定める業務実績を有する者であること。

(資格審査)

第4条 指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ市長が定める物品購入等に係る指名競争入札参加資格の有無についての審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる者は資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者又はその事実があった後2年経過していない者
- (3) 関係法令の規定による営業若しくは業務停止の処分を現に受けている者
- (4) 納期の到来している花巻市の市税、法人税（個人にあっては申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 市長が定める業務実績を有しない者
- (6) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当する者

(資格審査の申請)

第5条 資格審査を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める事由が生じた都度申請書を提出しなければならない。

(1) 物品購入等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者

(2) 資格者名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人

(3) 資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人

(資格者の認定及び資格者名簿への登載)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、第3条各号に掲げる物品購入等に係る指名競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）と認定したときは、資格者名簿に登載するものとする。

2 市長は、資格者名簿を作成したときは、申請者に資格者名簿への登載の有無を通知するものとする。

(申請事項の変更)

第7条 申請者又は資格者は、申請書の記載事項に変更があったときは、その都度変更した事項を市長に届け出なければならない。

(資格者名簿の有効期間)

第8条 資格者名簿の有効期間は、2会計年度限りとする。ただし、2会計年度経過後、翌2会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第9条 資格者が、政令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合においては、資格を失うものとする。

(資格の取消し)

第10条 市長は、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(資格者の資料の提出)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、資格者に対し、第3条各号に掲げる物品購入等に係る指名競争入札参加資格の確認に関する資料等の提出を求めることができる。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第12条 市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者名簿に登載された者のうちから、当該契約内容の履行を確保できる者を指名するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名競争入札の参加者を指名するに当たっては、資格者の次に掲げる事項に留意して指名しなければならない。

- (1) 物品購入等に係る指名停止の有無
 - (2) 経営の状況
 - (3) 市における指名及び受注状況
 - (4) 過去の履行状況
 - (5) 不誠実な行為の有無
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、指名競争入札参加資格申請基準等（平成26年花巻市告示第104号）により物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、第6条の規定により資格者名簿に登載された者とみなす。この場合において、当該名簿の有効期間は、第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（令和4年9月15日告示第373号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に入札参加資格者名簿に登録されている者の登録の有効期間は、第8条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

附 則（令和6年8月29日告示第400号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱の規定による資格審査その他当該資格審査に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。